

2015年11月10日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 御中

ブラジル産牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）に関する意見

日本生活協同組合連合会

今回、貴省が意見を募集している「ブラジル産牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）」（以下、見直し案と表記します。）について、以下の意見と質問を提出いたします。

1. 全体的な輸入条件の妥当性の議論について

現在、BSE 発生国で、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた国（以下、評価済み国と表記します。）からの牛肉等の輸入については、30 か月齢以下とされています。月齢条件を「36 か月齢以下」とするのは今回が初めてのケースであり、その代わりにこれまでの評価済み国より SRM を広く除去することとしたものと推察しますが、この対応の妥当性については薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会で議論されていません。リスクアナリシスにおける透明性確保の観点から、設定された輸入条件の妥当性について薬事・食品衛生審議会の意見を聞くことが必要ではないでしょうか。また、今回のリスク管理措置が食品安全委員会の意見に合致しているのかについて、同委員会に確認することも必要ではないでしょうか。

2. 月齢条件の妥当性について

今回、月齢条件を 36 か月齢以下とした根拠については、「ブラジル国内における月齢管理体制等に鑑み」とされているだけで詳細が不明であり、管理体制の具体的内容について説明が必要と考えます。また、36 か月齢を判別する手段とその科学的妥当性についても説明がありません。上記 1 同様、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会で確認することが必要ではないでしょうか。

3. BSE 検査に関する指摘事項への対応について

ブラジルではこれまで 2 例の BSE 陽性牛が確認されていますが、2 例目の牛は検査結果が判明する前に食肉製品に加工されています（販売前に全て回収、廃棄されたとされています）。食品安全委員会プリオン専門調査会における審議では、BSE 検査に要する時間（最大 1 か月）について指摘されています。検査期間については、同専門調査会において「さらに改善するという事は言われていない」と事務局から説明されており、検査期間に関する指摘事項について、今回の輸入条件設定でどのように検討されたのか説明が必要と考えます。

4. 回腸遠位部の範囲について

SRM（特定危険部位）である回腸遠位部の除去範囲はブラジルと日本で異なります。食品安全委員会の評価書によれば、ブラジル国内では「盲腸との接合部分から少なくとも

70 cm の回腸」とされていますが、日本では「盲腸との接続部分から 2 メートル」（と畜場法施行規則）とされています。公表された見直し案には記載がありませんが、輸入条件は日本の基準に合わせるのでしょうか。

以上